

Title	清代の土司と宦官
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.3 (1977. 10) ,p.42(268)- 42(268)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究余滴
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19771000-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代の土司と宦官

世界で最も宦官が活躍したのは中国史であると言われて来たが、ベトナム史に占める宦官の重要な役割はこれに優るとも劣らないことが最近の研究で明らかにされつつある。何故、宦官は中国・ベトナムの両国で特に活躍したのであろうか。この問題を解くためには、中国・ベトナムの中間地域に住む苗・傣などの少数民族における宦官の存在に注意する必要があると思う。有名な唐代の高力士や明代の汪直など少数民族出身の宦官は甚だ多いが、ベトナムで宦官が最も活動した黎朝後期と同時期に当たる清代の土司の中にも宦官を使用するものが居た事は従来知られていないので、ここに紹介したい。

容美土司は湖北省西南部にあった苗族の土司であるが、清の雍正帝の討伐を受けて滅亡し、改土帰流政策によって鶴峰州に改められた。この討伐の理由の一つは道光鶴峰州志卷十雑述に「容美土司、……擅用閩人」とある如く、容美土司が清朝の許可なく閩人すなわち宦官を用いていたことであった。清朝は官廷以外で宦官を使うのを厳しく制限していたから、容美土司の宦官擅用を到底看過できなかったのである。史料旬刊第八期『容美土司田旻如案』は雍正年間の容美土司に関する詳細な史料であるが、その中の邁柱摺三に「容美土司田旻如、擅用淨身之人（宦官）、……曉諭田旻如、……其閩割之人、悉行放出、各還伊等父母之家、」とあり、湖広総督の邁柱が容美土司の田旻如に対して宦官を悉く解放して、それぞれ父母の家へ還らせるように命じたことを記し、また同書の黄廷桂（四川総督）等摺に「太監二名、向文秀・王子子、……私行閩割人等、」とあり、容美土司の宦官の中に自宮宦官が居たことなども伝えているので、これらの宦官は中国人でなく、土司の田旻如と同じく苗族であったと思われる。

一般に宦官は中国をはじめローマ帝国・トルコ帝国などの龐大な後宮を擁する大国で流行したと考えられている。しかし、ベトナムのような小国のみならず、少数民族の土司までが大国同様に宦官を盛んに用いていたという事実は、宦官の本質や存在理由について再検討を迫るものと言ってよいであろう。

(和田 博徳)